

福井大学医学部附属教育支援センタープログラム評価委員会要項

平成 30 年 1 月 18 日

医学部長裁定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、福井大学医学部附属教育支援センター（以下「センター」という。）規程（平成 25 年福大医規程第 2 号）第 11 条の規定に基づき、プログラム評価委員会（以下「委員会」という）について必要事項を定める。

(任務)

第 2 条 委員会は、福井大学医学部及び大学院医学系研究科（以下「医学部」という。）における教育水準の向上を図るため、教育プログラムの評価を実施し、医学部に改善の提言を行うことを目的として、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 医学・看護学教育における自己点検・評価に関すること。
- (2) 教育プログラムの質、医学部の使命、カリキュラム、教育の学修成果に対する評価に関すること。
- (3) 医学部の教育改善に資する提言に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 理事（教育・評価担当）／副学長
- (3) 医学系部門評価対策室室長
- (4) 医学教育分野別評価専門部会長
- (5) 第 7 条に規定する専門部会の部会長
- (6) 医学図書館長
- (7) 福井県健康福祉部地域医療課長
- (8) 委員長が委嘱する学外の有識者 若干名
- (9) 松岡キャンパス運営管理課長
- (10) 松岡キャンパス学務課長
- (11) その他委員会が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 前条第 7 号及び第 10 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長に事故等不測の事態があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 医学部長は、必要に応じて委員会に出席することができる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は第2条に規定する任務の円滑な遂行のため、医学科専門部会及び看護学科専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

2 医学科専門部会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医学領域に所属するセンター長または副センター長のいずれか1名
- (2) 附属病院副病院長（教育担当）
- (3) 医学科長が指名する医学領域の専任教員 若干名
- (4) 学生の互選により選出された医学科学生 2名
- (5) 医学科長が委嘱する本学医学科卒業生 1名
- (6) その他専門部会長が必要と認めた者

3 看護学科専門部会は次の号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 看護学領域に所属するセンター長または副センター長のいずれか1名
- (2) 附属病院副病院長（看護担当）
- (3) 看護学科長が指名する看護学領域の専任教員 若干名
- (4) 学生の互選により選出された看護学科学生 2名
- (5) 看護学科長が委嘱する本学看護学科卒業生 1名
- (6) その他専門部会長が必要と認めた者

4 専門部会は次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 当該学科における教育プログラムの質、医学部の使命、カリキュラム、教育の学修成果に対する評価に関すること。
- (2) その他委員会から付託された事項

5 第2項及び第3項の第3号及び第6号の部会員の任期は2年とし、第4号及び第5号の部会員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

6 欠員により補充された部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 各専門部会に部会長を置き、それぞれ第2項第1号及び第3項第1号に掲げる者をもって充てる。

8 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

9 議長に事故等不測の事態があるときは、委員長があらかじめ指名した部会員がその職務を代行する。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務部松岡キャンパス学務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この要項は、平成30年1月18日から施行する。

2 この要項の施行後、最初に任命される第3条第7号及び第9号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

- 3 この要項の施行後、最初に任命される第7条第2項第3号から第5号及び第3項第3号から第6号の部会員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。